

## 第2回推進協議会での主な意見

会議名	開催日時	出席者	場所
第2回 東播磨・北播磨・丹波 (加古川流域圏) 地域総合治水推進協議会	平成26年12月25日(木) 14:00～16:00	38名	小野市うるおい交流館 エクラ 大会議室

	意見等		推進計画への反映等	推進計画反映ページ
1	ため池の活用における水田貯留は、地域によっては冬期に農地の準備を行うため、雨水貯留について県民の協力を得られるか疑問。	回答	水田貯留については、集落ごとの意見を踏まえ、営農者の皆さんのご理解とご協力を得られる田んぼから取り組んでいきたい。	【推進計画記載箇所】 5-2 土地等の雨水貯留浸透機能の確保 (2)水田 (推進計画本文P80) に記載済み
2	財源や維持管理面での課題もあることから、流域対策は施設管理者自らの負担で対策を実施することを基本とするが、取り組みを展開することが難しい場合が多い。 流域対策を広く展開するためには、河川・下水道管理者が財源を支援するなどの仕組みづくりを検討する必要がある。	回答	県・市町・県民が連携し、それぞれの責務を果たしながら総合治水を推進していくこととしており、各施設の所有者自らの負担で対策を実施し、維持管理をすることを基本としている。 また、県及び市町は、市町や県民の取り組みを促進するための財政的支援等について、ニーズや整備効果を踏まえ、検討を進める。	【推進計画記載箇所】 「8-3 財源の確保」 (推進計画本文P148) に記載済み
3	ため池の改修にあたって地元の負担が発生することから、治水目的の改修にあたり、工事費を助成する事業があればありがたい。	回答	ため池の治水活用に対する国の補助事業としては、流域貯留浸透事業があり、全体事業費の3分の1が助成される。 採択要件は、事業主体が地方公共団体であること、一級河川あるいは二級河川の流域内であること、通常の河道改修事業よりも経済的であること、ため池の場合は3,000m <sup>3</sup> 以上の治水転用容量を有すること、が挙げられる。	
4	兵庫県はため池が一番多く4万3千箇所と記載されているが、農林部局のデータでは3万8千箇所となっていることから数値の精査が必要。	反映	兵庫県農政環境部農林水産局ホームページにおいて、平成26年4月時点の兵庫県のため池数は約3万8千箇所となっている。 また、同ホームページでの市町ごとのため池数から、流域圏に含まれるため池数を集計すると約8千箇所となる。 以上を踏まえて、以下のように修正する。 ため池保有数日本一(約3万8千箇所)の兵庫県において、その2割に相当するため池(約8千箇所：平成26.4時点)が流域圏にあり、中流域及び下流域に多く存在している。	【推進計画記載箇所】 「1-1 計画地域の概要」 (推進計画本文P10)
5	ため池の洪水吐の切り下げはその一部を切り下げるもので、全部ではない。表現を変更してもらいたい。	反映	推進計画の記載において、以下の様に修正する。 「洪水吐の <u>一部</u> 切り下げ」	【推進計画記載箇所】 「5-2 土地等の雨水貯留浸透機能の確保」 (推進計画本文P75)

	意見等		推進計画への反映等	推進計画反映ページ
6	喜瀬川では、喜瀬川の起点まで200m <sup>3</sup> /sの流量を安全に流下させるように整備すると聞いているが、現状について教えて欲しい。	回答	喜瀬川の基準点における基本高水流量は、200m <sup>3</sup> /sである。また、整備計画の目標流量は、区間毎に異なり、155m <sup>3</sup> /s、165m <sup>3</sup> /s である。(なお、ため池ゲートの流量との関係等について意見交換を行った。)	—
7	稲美町は田んぼダムにいち早く取り組んでいる地域である。雨水を公共施設に一時貯留するよりも田んぼダムを増やして貯留量を確保したほうが投資効果があると考えられる。	回答	稲美町に関しては、非常に田んぼの多い地域であり、公共施設よりも田んぼ等の地域の資源を活用した取り組みの方が効果があると思われる。ため池協議会などを通じてさらに広く普及していればよいと考えている。	—
8	ため池の「落水期」という表現を「非かんがい期」にするほうが農家としては受け入れやすい表現となる。	反映	推進計画の記載において、非かんがい期と記載する。また、「5-3章 貯水施設の雨水貯留容量の確保」は、以下のよう <span style="text-decoration: underline;">に修正。</span> 「ため池管理者は、 <u>かんがい期においては、近年の気象予測技術の進歩を踏まえ、大雨が予測される場合は、安全を最優先にした上で、対応可能な範囲かつ稲作など耕作に影響がない範囲で、事前に水位を低下させ、洪水の一時貯留対策に努める。</u> また、非かんがい期に池の水位を下げ、台風 <span style="text-decoration: underline;">に備えるなど、雨水を貯留する容量の確保に努める。</span>	【推進計画記載箇所】 「5-3 貯水施設の雨水貯留容量の確保」 (推進計画本文P90)
9	中流域でモデル地区が3箇所選定されているが、選定された理由は。	回答	地形や土地利用などの地域特性および浸水実績等を考慮の上、市町と相談しながら、モデル地区としての先導的な取り組みについて地域からご協力いただける箇所を選定した。	—
10	法華山谷川は、中流域のモデル地区とは異なった記載となっているが、推進計画においてどのような位置付けとなるのか。	回答	加古川流域圏の推進計画区域内にあり、既に総合治水に取り組んでいる。その取り組みに関する情報発信とともに、貯留容量の目標などが示されていることから、加古川流域圏における今後の推進計画の進め方に対する先行事例として、今回推進計画の中に記載した。	—
11	モデル地区の選定は、そこでの総合治水の取り組みがフォローアップの中でモニタリングされるなど、「計画評価の見える化」を目的のひとつにしていると考えたらいいか。	回答	モデル地区選定の目的はその取り組み効果をなるべく見えるようにすることが挙げられる。今後、推進計画のフォローアップにより、その効果を評価できるものから示していればよいと考えている。	—
12	平成16年台風第23号を目標とする工事は大規模なものとなるが、総合治水の計画期間である10年間で全て実施するということか。	回答	推進計画のP61では、河川整備計画のなかで位置付けられた今後20～30年間に実施する工事を記載している。そのなかで、本推進計画の10年間に実施予定の工事は、参考資料のP3～P6に記載している。推進計画の10年間で完成する工事と、その後も継続する工事が存在する。	【推進計画記載箇所】 (参考資料のP3～P6) に記載済み

	意見等	推進計画への反映等		推進計画反映ページ
13	「法華山谷川水系総合治水推進計画」の「ためる」対策として、現状でどのような対策がなされているのか。	回答	<p>水田貯留として、県の土地改良事務所が田んぼダム用のセキ板を法華山谷川流域等で配布し、田んぼ貯留に努めていただいている。</p> <p>ため池については、従来からの取り組みと同様に大雨に備えた事前放流について各ため池管理者に通知している。</p> <p>また、実際にためる行為ではないが、東播工業高校等でため池の効果を示すような模型を製作する取り組みを実施しており、来年度以降に模型を使ったPR等に努めたい。</p> <p>さらに、市にはため池の洪水吐切り下げ等についても検討していただいている。</p>	—
14	河道内に木が繁茂したり、土砂がたまっている河川が見られる。整備計画の整備と併せて、整備計画の工事区間以外でも川底の土砂の撤去や樹木の伐採等の維持管理を実施してほしい。	回答	<p>河道内に繁茂した樹木を伐採したり、洪水でたまった土砂を撤去する維持管理は、川をモニタリングしながら、流水を阻害している場合に対応するものである。</p> <p>計画的に実施するものではないことから整備計画では明確に期間や場所等が明記されていないが、早い段階で手を打てば、安い費用で長期間治水効果を高めることができることもあり、維持と整備を併せてやっていくことが大事である。</p> <p>推進計画の58ページの(1)河道対策において、「また、河川の特長・整備計画の段階を考慮し、現状の施設が機能低下しないよう、計画的かつ適切な維持管理を行う。」と記載しているように、現在も河川整備と併せて土砂撤去や樹木の伐採等の維持管理をしており、今後も実施していく。</p>	<p>【推進計画記載箇所】</p> <p>4-1 河川の整備及び維持 (推進計画本文P58) に記載済み</p>